

令和元年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年6月10日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 3 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認について（平成30年度浅川町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認について（平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認について（平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 6 議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第29号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第30号 浅川町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第31号 浅川町消防団消防屯所設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第32号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第33号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第34号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第35号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第36号 浅川町防災行政無線設備戸別受信機整備工事請負契約について
- 日程第15 同意第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 発議第 3号 消費税を10%に引き上げることの中止を求める意見書提出について
- 日程第18 議員派遣の件
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	岡部宗寿君	2番	渡辺幸雄君
3番	金成英起君	4番	須藤浩二君
5番	緑川富士男君	6番	笹島亮二君
7番	水野秀一君	8番	田中重忠君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	久保木芳夫君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	教育長	真田秀男君
総務課長	江田豊寿君	会計管理者	須藤寿行君
建設水道課長	八代敏彦君	税務課長	菊池三重子君
住民課長	我妻美幸君	保健福祉課長	坂本高志君
農政商工課長	岡部真君	学校教育課長	生田目源寿君
社会教育課長	岡部栄也君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	小針紀喜	局長補佐	佐川建治
--------	------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点だけ伺いたいと思います。

今回の改正の中身として、一つはふるさと納税制度の見直しに絡む改正がありました。この改正によって、我が町に具体的な影響があるのかどうか、その点を1点目として伺いたいと思います。ふるさと納税制度の改正の影響です。

2点目が、単身児童扶養者という概念が新たに導入されまして、所得が125万円以下が住民税が非課税だというこれまでの例えば障害者や寡婦などに加えて、この単身児童扶養者というものが新たに設けられました。これは、未婚のシングルマザーだというふうに思うんですけども、現在、浅川町には対象になりそうな方は何人ぐらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それでは、お答えいたします。

ふるさと納税の見直しにつきましては、浅川町については影響はないものと思われまして、これにつきましては、東京とそれ以外の市町村で4市町村が該当から外されるということで、その市町村だけに納税した人につきましては、住民税や所得税の軽減を受けられないということなので、浅川町に寄附した方については、今までどおり何ら変化はございません。

それから、単身扶養者の件ですが、今まで、単身というか、婚姻による子供で、離婚されてということで、

寡婦ということで、そういった方たちが該当しておりましたが、今回、婚姻によらない、それから事実婚でない、それで児童扶養手当をもらっていらっしゃる方ということで、そういう方が今度新しく追加されることになりました。それで、今現在、浅川町で寡婦に該当していらっしゃる方が約150名、そのうち、125万円超えて住民税が課税になっている方が約60名、これを差し引きますと、大体90名ぐらいの方が現在減免というか、それに該当している方がおります。それで、この制度につきましては、令和3年の住民税から該当することになっておりますので、今現在何名の方が該当するかということはわかっておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目はわかりました。

2点目は、確かに2年後からの実施なのであれなんですけれども、大体推定でどのぐらい、それもちょっと調べていないですか。議案に関係ないので、もし、調べてあれば。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） ちょっとそこまでは調べていません。あと、これは申告の段階で、扶養している方の申告書というのは、年末調整のときに使うものとして提出していただくんですが、これが1月で出していて、令和3年に該当するものとしましては、令和2年の1月から12月の間のこととなりますので、まだちょっと数字につきましてはわかりません。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 今回の改正につきまして、税務課さん、あとそれぞれの課から新旧対照表が出ているんですが、これは3月議会のときにも担当課長には、私、指摘をしたんですが、以前の新旧対照表と比べまして違和感があると。なぜ違和感があるのかなということいろいろ見ていただきましたが、不用のところに線が入っていたり、例えば2ページですか、今回書かれている新旧対照表の2ページ。2ページはいいです。左側のやつが右に入るということですから。失礼しました。6ページの一番下の左側、2～5、略となっていて、ここに線が引いてあるんですが、結局、文章入っていないところに横線入れる必要があるのかどうなのか、これは新たに右側の6が新たに、結局規定されたということだと思うんです。そうしたら、削除されている部分が全然ないんだから、これは、横線は必要ないのではないかと、右だけを入れればそれで済むのではないのかというふうに思うんです。ただ、指摘だけ指摘しますね。

それから、8ページから、こここのところは左側の現行と改正の左右の番号が違ってきているんです。今までの新旧対照表の場合には、左側が8番だったら右側も8番、左側が9番、右側も9番ということで説明してあるんですよ。これが、8ページでいいますと、左側が8番、右側が9番、そして、その下に行くと9番が略、右側が10番略、左側が10番、そして右側が11というふうに、左右段が違ってしまっている。非常にわかりにくい。

それから、10ページの上段の2から3、これは恐らく全部削除だと思うんです、右側入っていませんから。削除の分を右側に線を書いてこういう表示をする必要があるのかどうなのか。これ、今まではこういうことはしていなかったと思うんです。

それから、11ページはやっぱり番号のずれです。

こういうふうに見ていきますと、あともう一つ、12ページごらんになってください。12ページの右側の表の中に入っている数字、上から3,800円、1,000円、5,000円、1,300円と入っていますね。通常、この数字の表記というのはこの枠の中の左寄せではなくて右寄せというのが常識というか、法則というか、だと思うんです。何で左寄せになっているのか。そのほか、空白もいいんじゃないかとか、いろいろ、今申し上げたようなこととかいっぱい出ています。

これらについて、この条例の改正の説明書というのは我々議員が読んでも、特に税条例については、全くなかなか理解できないと。ただ、私、この議会で何回か前にもご指摘しましたが、出してくる段階ではぼもう間違いないものだというを前提に、私どもが議案の審議をしてきているわけです。そういう点からいきますと、やっぱりこの資料を作成する各担当課では、十分にやっぱり精査して、違いないように慎重に扱っていただきたい。

最近、何でこういうふうに表示が従来までと違ってきたのか。従来までと違ってきているというのは、担当課においては認識していますか。認識できていませんか。これは、後で答弁お願いします。

それで、私が思うのには、恐らく担当者がかかわってきて、担当者が自分なりの判断でつくられた。それを上司である課長さんがきちんとチェックをしない。そしてそのまま出てくる。議会のほうでも、一回預かる前に確認して、やっぱり不備な、そういった事案については突き戻して、そしてやっぱり正式に提出されるように配慮をすべきではないかというふうに思うであります。その点について、今後、対照表については担当課の、税務課長のほうからご説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 新旧対照表につきましては、今までも変わるところを全てアンダーラインを入れるということで作成してきました。それから、先ほど、番号がずれているということだったんですが、まず、6ページで10条の3の第6項が追加になりました。これによりまして、その後ろが、6項が7項に変わる、7項が8項に変わるということで、変わった部分にアンダーラインが入ってしまっていて、そこも改正になりますというような新旧対照表の作成となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 従来もそうだったというふうに、今、課長答弁しましたけれども、私もかなり何冊も確認してみたんですよ。そうしたら、違いますよ。それをやっぱりこの議会にしゃあしゃあとして、それは間違いありませんというふうに答弁されると、それは困るので、これはやっぱりしっかりと、そういう指摘があったわけだから、次回、この議会でこの議案の審議にどうこうではないですけども、やっぱり終わったらばしっかりと確認をして、1年前、2年前、ずっと新旧対照表は出ているわけですから、それらと比較して、違っているところなんかがあったらば、それは真摯に、謙虚に受けとめて、それはそういうことのないようにやっぱり注意すべきではないですか。

それで、今、言いました6ページの6と7ですか、これは右側の6を下へ下げて、6のところまで、同じ段まで下げればいいわけでしょう。

[発言する声あり]

○議長（円谷忠吉君） ちょっと待って。今、田中君が質問していますから。

○8番（田中重忠君） 追加になったら、その下の左側の6のところへ右に横並びに7というのはおかしいんですよ。これは6をここまで下げるしかないんです、追加した分。右が6、左が7、そういう対照表は今まではつくっていなかったはずですよ。これは調べてください。そうでしょう。これはやっぱり指摘されているんだから、調べて、間違ったら、今後そういうことのないようにきちんとされて。

それから、3月議会から初めて出てきたんですが、別記という形で。

ちょっと、お話ししないで、聞いてくださいよ、質問しているんですから。何やっているんですか。

3月議会から出てきたんですが、左と右、現行と改正、その部分を別記という形で枚数を違えて、そして表記していますよね。こういうやり方は今までなかったんじゃないかと思うんです。これもひとつ調べてあれしめてみてください。

私どもは、職員の皆さん、正確な仕事をされているという前提に立って見えていますから、少しぐらい間違ったりなんかしても気がつかないんですよ。でも、こういうやつが最終的にいろんな重大なやっぱり事故につながったりなんかする、そういうことは多々あることですので、とにかく正確を期してください。それで、さっき言いました、特に数字の場合は右寄せが左寄せになってみたり、これは本当に初歩的な事務レベルの段階なんです。それで、条例の中に新たに現行とは別に新しく改正で条例が施行になった場合に、左側は白紙なんです。別に線引く必要ないですよ、右側にだけ線を引いて文言を入れていけばいいわけですから。特段それらについて全て。左側です。だから、左側の今入っている文言のこの下線を引いてある部分が右側に変わりますよという、そういう改正ならば、そういう表記の仕方もいいと思うんですよ。これみたいに左側、これは削除でないでしょう、削除だったら文言入っていますからね。だから、これは白のスペースでいいですよ。線を引く必要ないです。

とりあえず、私の言っていることが全てそのとおりかどうかはともかくとして、そういう指摘をしておきますので、担当課においては、税務課だけじゃないですよ、担当課でもそういうことがあるかどうかきちんとやっぱり確認をして、そして、もしなっていればそれは直して、次回の議会からはそういうことのないようにしてほしい。そういうことについて指摘しておきます。これについては、どういう処理したかということについては、総務課長からでも議会の外でいいですから、このときに私にひとつ知らせてください。

[発言する声あり]

○8番（田中重忠君） 何ですか。

[「議事進行」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 間違いを指摘して、いろいろ事務局の質問とか要らないから、後で私だけに教えてくださいという法はあるまいということですよ。やっぱりここで間違いだというふうであれば、この間違いは間違いなのでそれは訂正しますというふうに課長が言うか、あるいは、間違いではなくてただこういう改正によってこれらのこういう列記の仕方を指導されましたのでそのとおりやりましたとか何とかというふうには、議場の中できちんとしなくちゃならないでしょう。私だけに教えてくださいなんてとんでもない話ですよ。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私だけに教えてくださいなんて、そういうことは言っていません。ただ、私の指摘したことが正しかったかどうか、どういうふう処理したかということだけ一言耳に入れてくれと、こういうことであります。私だけに教えてくださいなんて、そういうけちな、ちゃちな議会活動を私はしていません。

それから、今ここでという話になりますけれども、こんなもの、今ここで議会を中断してやる仕事じゃないでしょう。だから、それは指摘しておきますので、しっかり精査をしてくださいと、こういうことです。そして、今後については。

〔発言する声あり〕

○8番（田中重忠君） いや、議事進行あるなら手を挙げて言いなさい。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中君、続けてください。

○8番（田中重忠君） それで、これについては、結局、今後そういうことのないようにしっかりと、結局訂正すべきところはして、そしてやっていただきたいと。それから、先ほど言いました議会事務局のほうでも議案を受け付ける場合には間違いがあるかないかはやっぱりしっかりと確認をして、そして提出していただきたい。こういうことであります。

これについて、やりますか、やりませんか。そのことだけ答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは、これ当然、間違いは載せていないんです。それで、職員も一生懸命わかりやすくやっているつもりです。議員さん、そうでしょう。それで、今後さらに見やすくやらせていただきますので、ご了承願います。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長。町長の答弁が悪いんじゃないんです。ただ、これ一般質問のときの答弁にもあったんですが、職員に間違いがないとか、職員が一生懸命やっている、これはもう前提条件なんです。それは私はもう認めているんです。ただ、一生懸命やって当たり前の世界なんです。ですから、より間違いのないようにしっかりとやってほしいと、こういうことであります。

答弁いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 軽自動車にも環境性能割というのが取り入れられるということで、ただ、猶予期間が3年ほどあるというふうなことで、現況では、ハイブリットと同じような課税だと思んですが、これは、今後としてはやっぱりこの環境性能割を出してきて、だんだん上がってくるという、そういうことになるんでしょうか、推定としては。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 環境性能割というものは、今の自動車取得税でありまして、ことしの10月1日から自動車取得税が環境性能割という税に変わります。それで、譲与税として町のほうに入ることになっている

税金でありまして、これが消費税率が10%に上がることによりまして、今現在3段階、非課税と1%、2%というふうに課税になるということの予定なんです、その部分、非課税のところはそのまま、1%のところは非課税、2%のところは1%というように特例を設けて、そうですね、3年後ぐらいまで、そのように3年間ぐらいをかけてもとの数字に戻していくというふうなことになっております。町に入ります税金としましては、譲与税として入ります税金はパーセントが今までよりもちょっと上がってくるのかなということですので、それで、自動車を買った値段に対しての1%なり、非課税なり、2%ということになっていますので、買った台数とかそういうものによって町に入ってくる譲与税については変わってくると思います。

以上です。

○10番（角田 勝君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（平成30年度浅川町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですが、6ページ、地方債の補正で、幼稚園の解体工事を行うのに公共施設等適正管理推進事業債、こういう借金をしてやろうという予定だったんですけども、借金はしないことにしたと、町のお金でやることにしたということなんです、その理由について伺いたいと思います。

それでは、2点目です。13ページ、財政調整基金が補正になりましたけれども、補正後の金額は幾らになっているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、2点目の基金の関係ですが、提案理由でも説明しましたとおり、当初、1億9,000万円の繰り入れで、1億7,000万円の専決によって平成30年度は2,000万円の繰り越しという状況でございます。それで、全体の基金の繰り入れの状況については、あくまでも予算の中で決定しておりませんので、これについては、決算の中で明らかになった数字で報告したいというふうに考えていますので、従来の予算上における基金の見込み残高ということで報告していましたが、これについては、専決するよりは決算してが望ましいのかということで、大変申しわけございませんが、その点については調べておりませんでしたので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

すみません。1番の地方債につきましては、幼稚園の解体工事については、当初の管理ということだったんですが、やはり借り入れをすることによりまして、利子等も当然発生するというので、そういった財政上負担のないような、そういう形で、借り入れをすることなく解体を進めるということで、一番目には、財政というのはそっちのほうを考慮した上での補正というか取り扱いに切りかえるということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目はわかりました。そういうことで、決算時に伺います。

1点目なんですけれども、私はこの公共施設等云々かんぬん事業債を借りれば、後年度、何%か補助が来るんじゃないかというふうに理解していたんですけれども、そういう補助というのか、後年度、地方交付税に算入されて何%か戻ってくるというふうな制度じゃないかというふうに思っていたんですけれども、そうではなくて、逆に、借りれば利子を取られるというだけの話なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） いろんな事業がございまして、交付税算定額が100%とか、70%とか、こうあって、それに対する翌年度以降の交付税措置があるということは、事業によってさまざま取り扱いが異なるだけなんです。この解体事業に当たってはそういった後年度の交付税措置がないということで、その利子分が財政負担になるということの関係上、当年度内における可能な範囲での一般財源の持ち出しによって後年度負担のないような、そういう取り扱いをしたということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、利子だけ取られるので、予定価格は4,428万円で多額の費用がかかるのでこの起債を借りようかなと思ったけれども、実際、入札やってみたら2,500万円ぐらいでやれることになったので、これだったら町からお金を一遍に出そうと、こういうふうに判断したということですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） そのようなことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 5ページの繰越明許費についてお聞きします。

ここで700万円ですか、1,300万円補正されたんですが、これ、場所がどこで、どのような理由でこの1,300万円が減額したのか。これについてご説明いただけます。

それから、15ページの8款4項28節の公共下水道事業特別会計繰出金1,449万円減額になりました。この減額になった理由についてご説明いただきたいと思います。

それと、今現在、破石・曲屋線、工事、30年度から始まったわけですが、これは、30年度で終わった工区は何メートルで、この全長は何百メートル、何キロぐらいあるんですか。どれぐらいあるのか。これについてお尋ねしたいと思います。

それから、一般質問で出ました滝ノ台から里白石の防犯灯なんです。これについては、答弁の中で地権者の同意を得られないということと、あと、予算がとれないというような説明があったんですが、その点について、もう一度詳しくご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 繰越明許費減額の内容について、ご説明を申し上げたいと思います。

繰越明許費、当初の1,300万円でございますが、里白石・木和田塚線ののり面の補修工事と再見形・袖山線の舗装補修工事の2件を繰り越しを予定しておりました。お互いに関連するとか、補助金と同じメニューということで、なるだけその補助金を有効に活用したいということと、あとは、里白石・木和田塚線につきましては、工事の途中に一部岩が出てしまったことと、あとは水が出てのり面の崩落が作業中に進んでしまったということもあって、若干工事がおくれてきたということで、里白石・木和田塚線につきましては、4月まで工期を延長する予定でしたが、工事が思った以上に早く進んだということで3月中に完了したということで、2,000万円のうち1,300万円分を繰越明許費から減額をさせていただいたものでございます。再見形・袖山線につきましても、4月12日に工事が完了しまして支払いも済みということになっております。

それから、公共下水道の繰出金の関係でございますが、公共下水道の繰出金につきましては、交付税に該当する繰出金ということで、繰り出し基準額が定められております。それは、起債の償還金とあとは高資本費対策ということで、小規模な下水道においては、住民の負担を軽減するために資本費の一部を下水道費の中に、その交付税を充当して、そこから下水道費に回していくと、そういうふうな基準がございます。その基準に基づきまして支払い額が確定してきているということで、その基準額に基づいての支払いを再計算しまして、その分だけを公共下水道会計のほうに繰り出しをしているということでございます。それに合わせて、下水道の会計のほうでも説明しようと思いましたが、歳出についても減額をしているというふうなことでございます。

それから、曲屋・破石線なんですけど、今年度の施工につきましては、すみません、今ちょっと資料が全部持っていないくて、延長については約800メートルかなと思いますが、そのうちに今年度の施工につきましては、破石側から下層路盤まで57.5メートルと、あとは曲屋のお寺の上のところですけども、のり面の掘削が28メートル分ということになっております。これも6月28日付で工事が完了する予定はしております、今のところ工事はほぼ完了している状態となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 防犯灯の件でございまして、滝ノ台から里白石方面に抜ける防犯灯の取り扱いということでございまして、これについては、現在、町内行政区から各種要望ということで、防犯灯についてもさまざまな要望が出ております。そういった行政区の要望関係を、今、精査、まとめてございまして、それらの数とかそういった、今、ご質問のあった件も含めて防犯灯の設置について予算上許される範囲での施工を現在精査中ですので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この繰越明許費の補正後の700万円というのはどこの分なんですか。ページを言っていたかないと、どこの答弁だか該当するところを探すのがあれなので。

15ページの公共下水道の減額の理由は、支払い額の確定によって1,449万円減額して繰り戻したということですね。

それで、破石線、ただいま聞きましたら、これ、あと57.5メートルですか、終わったのが、800メートル、これ何年かかりますか、800メートルをこしスピードでいくと。余りにも印象的に小刻み過ぎる。これだけの、全長800メートルの工事を50メートル、100メートル単位で毎年工事をやっていくというのは、これはやっぱり工事のやり方として大変おかしいのではないかと。当然、1年1年区切れば、その都度その都度業者もかわるでしょうし、かわらなくても、やっぱり簡易トイレとか、いろんな設備、それから機械の運搬、いろんなことで経費はかかっていくんだと思うんです。どうして、これ、こういうふうに小刻みにやらなければならないのか。全長の計画というのはできている、恐らく設計もできているんですね。それで、その中で何らかの理由があってこしは57.5メートル分だけ入札して施工したと。この調子でやっていったら、私は、何年ぐらいかかるというふうに見ているんですかという、先ほど質問しました。これについても、ひとつお答えください。

それから、滝ノ台から里白石の防犯灯の件であります、これ、総務課長、これおかしいんじゃないですか。というのは、滝ノ台から里白石にふるさと農道ができた、あの時点で町道が開けたんです。ですから、私どもは単純に、これは宅造の販売に弾みがつくということで大変喜んだ。しかし、私どもがうかつだったのは、昼間しか通っていませんので、夜通っていないので、この3月議会で1番議員の質問で、そうだったのかと。

〔「私も質問しました」の声あり〕

○8番（田中重忠君） 失礼しました。9番議員も質問したそうですが、この質問で初めて防犯灯が1個もないということで認識させられました。あれだけの町道を町の事業としてつくっておいて、そこに防犯灯を計画的にやっぱり立てていないということそのものが、全くこれ失敗だったと思うんです。そのことを3月議会で認識したんです。それで、これについてどうなんだということになりますと、ただいま、担当課長の話だと、行政区からの要望が出ていないとか、出ているとか、それから、予算がどうのこうのとかと言いましたよね。やっぱりもうそういう問題でないんだと思うんですよ。

一方では、宅造、一生懸命早く売らなくちゃならないと言っている。その中で、宅造の住民の人たちが少なからず利便性、影響を受ける、そういったところについて、まずは全然やっていないということになるんじゃないですか。これについて、やはり、行政区から要望が来るのを待つとか、予算が余ったらとか、できたらとか、そういう認識ではなくて、間違った事業としてもうちよっとしっかりした計画で進めるべきではないんですか。この辺の答弁をお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 繰越明許費の補正でございますが、今年度の予算の執行していないというか、予算の中から来年度に繰り越すということで700万円ほど計上させていただいておりますが、これは、町道再見形・袖山線の136メートル分を予定をしたということで、繰越明許費の補正を上げさせていただいております。予算書の中には、当然、今年度の予算の中の一部を繰り越すということで、今回の予算の中には計上はされておられません。

次に、進捗の話でございますが、議員さんご指摘のとおり、私どももなるだけ早い完了というのを目指して、国・県のほうに補助事業の申請をしております。現実的な問題から申し上げますと、なかなか国・県の補助を

出しても前年同額程度の予算しか来ないというのが今の社会資本整備総合交付金の現状でございます。予定としましては、大明塚・背戸谷地線の工事と曲屋・破石線の工事が同じ補助メニューとして実施をしているということでございますが、今年度も2つの事業の分として補助金が交付される予定となっております。お互いに工事の状況、今年度につきましては、大明塚・背戸谷地線につきましては、118号の右折レーンの設置を予定しておりますが、工事を中途半端に終わらせるということが国道なので、できないということで、とにかくそちらの工事を優先してお金をつぎ込まざるを得ないというのが現状でございます。その余っているというか、予算の範囲の中で曲屋・破石線の工事を進めていくというふうな現状となっております。国・県のほうにもさまざまな機会を通じて町長等も要望活動しておりますが、なかなか前年同額程度の補助金しか来ないというのが現状で、できれば3年程度で、曲屋・破石線の工事につきましても完了予定ということで、補助金のほう等も行ってありますが、実際のところは長引いているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 防犯灯の件でございますが、現在は30年度の専決の審議でございますけれども、関連している部分ということでのおただしというふうに理解しておきたいと思えます。

30年度については、今は専決ですけれども、令和元年度において、ただいま申し上げましたように行政区からの要望が相当あります。ただ、3月議会でも防犯灯、今、話された箇所については、必要性については、通学路でもあるし、自分は優先順位をつけるわけではございませんけれども、そういったことを考慮して取り組むべき路線ということで、十分承知しております。これについては、令和元年度の中において、そういったものを十分加味した上で実施にこぎつけていきたいというふうに考えておりますので、今、現段階については、再度申し上げますが、各行政区の要望を取りまとめて精査中でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） その1点目の破石・曲屋線の話ですね、これは大明塚線の話も出てきましたが、これ2つでセットになっているんですか。違うでしょう、多分。私、よくこの辺の財政的なことよくわからないんですけれども、少なくとも、ちょっと、余り首かしげたり何だり、変なジェスチャーしないでくださいよ、10番議員。

[発言する声あり]

○議長（円谷忠吉君） 静粛に。

8番、田中君、続けてください。

○8番（田中重忠君） 私ども、よく内容について把握していませんけれども、一つの事業を組んだときに、その事業の予算というのは国から幾ら補助があると、実際に幾ら充てると。そういうことで一つずつ事業を組んでいくんだと思うんです。そうすると、破石・曲屋線の場合は、それで1セットで幾らと、総額、そのうち国から幾ら幾ら補助ありますよということで予算組んで執行していくんだと思うんです。それが、始まっちゃった段階で、大明塚のときもそうですけれども、幾ら国からの補助が来るか明確でなくて進められないとか何と

かという、そういう答弁、最近しているんですね。もし、それが本当だとしたら、そういう考え方でいったらば、道路工事なんていうのはできなくなっちゃうと思うんです。やっぱり町で事業を要望する、事業を立てる、国からの予算どのぐらい来ますかという手続を踏んだと思うんですよ。それで、幾ら幾らですよということになって初めて事業開始だと思うんです。ところが、事業が始まってから、今年度は幾ら予算が、補助金があるんだかわからないからちょっと進めようがないというようなことでありますが、その辺について、ちょっと私はおかしいと思っているんですよ。それについて、端的にお答えをください。

それと、防犯灯の件ですが、これは町の事業として、行政区から来た要望があるとかないとか、予算的に何とかなるからじゃなく、予算幾らでも余っているんだから、年度末になると億単位の金が繰り越しするわけですから、幾らでもできるわけです。ただ、これは、ぜひ取り組んでいただきたいと。そこまでにしておきます。

建設課長のほうのあれだけ。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 事業の組み方の問題でございますが、補助金につきましては、例えば曲屋・破石線と大明塚・背戸谷地線の話になりましたが、2つの事業としては申請をしておりますが、補助金の交付額につきましては1本で来ます。同じ社会資本整備総合交付金事業については、いろんなパッケージがあって、パッケージ1という、例えば新規事業につきましては、大明塚・背戸谷地線と曲屋・破石線を申請をしているということになるということであれば、そのパッケージにおいて補助金の額が、例えばどちらの分じゃなくて浅川町に対して2つの要望の中で5,000万円をよこしますというふうになれば、その5,000万円の2つの要望の中の案分はある意味町のほうに任されています。それぞれの補助金の申請をした中で、幾らおいてくるのかというのは合計でしか、町のほうには補助金として来ませんので、それをどういうふうにするのかというのは町のほうの判断でやっております。

それで、先ほど申し上げましたとおり、今回につきましては、大明塚・背戸谷地線については国道の施工する以上はそれをまず終わらせないと、中途半端にできないということで、そちら側を優先せざるを得ないというのが私どもの考えでございます。例年、補助金の申請につきましては、先ほど申し上げました里白石・木和田塚線と再見形・袖山線につきましても同じパッケージで来ておりますので、そういう意味では、パッケージごとの補助金ということで、その内訳については町のほうで判断して配分しているという現状でございます。

以上です。

○8番（田中重忠君） 何年間でやるつもりですか、破石・曲屋、できるだけ早くということなんですけれども。

○建設水道課長（八代敏彦君） 3年程度で完了する予定をしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、国の補助金につきましては、要望どおりほとんど来ないというのが現状でございますので、要望はしておりますが、なかなか事業が進んでいないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（平成30年度浅川町一般会計補正予算（第5号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 20ページの保険給付等交付金の中の保険者努力支援分の減額があります。県からの補助金ですね。なぜ減額になったのか伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 保険者努力支援分につきましては、ここに読んで字のとおり、保険者がいろいろな項目について努力をした結果交付される性質のものであります。保険事業それからレセプトの点検や収納率ということで、全てが点数化されまして、当初予算のときには概略といいますか、予算持っているものを各町村に配分するようなイメージで内示がありまして、その内示から決定した実際の形で交付額が決定して、減額になったというふうに考えたらいいと思うんですけども。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ここでいう保険者というのは、浅川町のことなんですね。

○保健福祉課長（坂本高志君） はい、そうです。

○9番（上野信直君） 国保の保険者というのは、今は県になっていますよね。でも、ここでいう保険者というのは浅川町ね。浅川町が努力すればこれはもうちょっとふえたんだけど、努力しなかったのが減ったというように私には見えたんですよ。そういうことではないんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 県のほうでも、一応県で扱っているとか、福島県の分の努力支援枠というのがありまして、その分を当初の時点で交付額の予定としておりますが、実際にその実績が確定するのが年度末ということで、その金額よりも若干少なくなったというふうにお考えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 2点ほど伺います。

29ページの1款1項2目15節の工事請負費が369万8,000円減額になっておりますが、これはどういう理由なのか、その辺をご説明いただけます。

それから、同じくその下の15節工事請負費188万3,000円減額になっております。これ、場所がどこで、恐らく事業確定によって減額分が出たんだと思うんですが、この2点についてご説明いただけます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 工事請負費の減額の件でございますが、一般会計のほうの補正でも申し上げましたとおり、繰り出し基準額、下水道会計でいえば繰り入れ基準額が減額になったことによりまして、見合い分の工事費等の減額をしているものでございます。施設管理費のほうの工事費でございますが、維持管理分の工事費で使わなかった分ということで、ざっくりはしていますが、特に特定はされておられません。特定環境保全公共下水道費のほうにつきましては、大明塚・背戸谷地線関連の工事及び、ちょっと路線名は、水道施設の脇の通り、すみません、路線名ちょっとわかりませんが、脇の通りの下水道管の埋設工事の分として、どちら

も工事費が確定したということで、繰り入れ基準額分の減額に応じてその額を減額したということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この会計を専決処分した理由について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 専決しました理由でございますが、3月補正の時点でやることも不可能ではなかったかなというふうには思いますが、最終的にはっきりした額が確定していなかったということで、その額の確定を待つて国で交付税措置がされる繰り入れ基準額をまず確定して、その分をそのまま減額をしたので、今回になってしまったということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そっちのほうからお答えいただきましたか。

これで、額が確定したことによって1,000万円余りの一般会計の繰り戻しが発生するというので、一般会計に繰り戻されれば財政調整基金への積み立てがまとまった額としてできるという、そういう配慮もあったんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 下水道会計につきましては、繰り入れ額には、先ほど申し上げました交付税措置がされる基準内の繰入金と、もしくは、その事業等が大きくなった場合には、繰り入れ基準外の繰り入れというも多少あるのかなと思うんですけども、交付税の充当がされる部分は下水道会計のほうで繰り入れ基準額としてその分の額だけを繰り入れしましょうということで、残りの繰り入れ基準額に基づかない独自の繰り入れ分については返済したということでございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点伺いたいと思います。

1点目ですが、本改正で最高限度額が58万円から61万円に引き上げられることとなります。この引き上げによって負担がふえる方というんですか、該当になる方というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。伺いたいと思います。それが1点目です。

それから、2点目なんですけれども、財政調整基金を一般会計の補正のほうで4,700万円ぐらいでしたか、取り崩しております。もともと、去年の時点では財政調整基金1億2,000万円あった。これを今後5年間に分けて毎年取り崩して国保税を今のレベルに抑えていきたいというのが執行部の考えだったというふうに思います。ところが、それだと1年間に2,400万円取り崩すという方針だったわけですね。1億2,000万円を5年間かけて取り崩すんですから、2,400万円。ところが、ことは4,700万円取り崩さざるを得なくなった。これは、浅川町の所得が大きく伸びてしまって、県への納付金がふえたからだと、こういうこととなりますよね。そういう事情がなければ、恐らく2,400万円の基金取り崩して同じレベルの国保税になっていたはずだというふうに思います。仮に、2,400万円を予定どおり取り崩していたとしたら、今回、所得の増によって負担がふえたわけなんですけれども、2,400万円だけ取り崩したというふうに仮定したら、ことしの国保税というのは幾らぐらいになっていたのか。そういう細かい計算は恐らくしていないとは思いますが、大体、概要どのぐらいになったのかなというのを教えていただければなというふうに思います。

それから、3点目ですが、今回、4,700万円取り崩さなければならなくなっちゃったというのは、一部の方が土地を売って、その方の収入があったために、町の県への納入金がふえると、こういうことになったわけがあります。これに対して、3月の議会で町長に、一般の土地なんか関係ない国保の加入者も税金が上がってしまうことになるので、そうならないような対応をお願いしたいというふうに申し上げました。それで、今回の4,700万円の基金取り崩しというふうになったと思うんですけれども、この基金はもともと国保の加入者が基本的には積み立てていたお金ですよ、言ってみれば。そこから多目に取り崩して、充てて、それで、皆さんよかったですねというふうに私はならないと思うんです。基本的には、やはり、特殊事情に対応する部分は一般会計から繰り入れをして保険税に回すという方法も、私はあったのではないかとこのように思うんですけれども、そういう考えはなかったんですか。伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それでは、限度額に関する部分についてお答えしたいと思います。

令和元年度分の国保税につきましては、7月になりましてから納付書発布いたしますので、本年度分につきましては、まだ数字は出ておりません。参考までになんですが、平成29年の時点では、限度額54万円でした。30年で58万円に引き上げになっております。このときの差を申し上げます。29年が10世帯、30年が7世帯と3世帯ほど減っております。単純計算はできないとは思いますが、令和元年につきましても、この今までのところからしますと、減るのではないかと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ただいま税務課長からお話が合った限度額なんですけれども、これも一応試算の段階ですが、あくまでことしの賦課額ということで試算はしておりまして、該当者5名ほどいるということで、一応試算しております。参考までに。

それから、2点目の国保税が均等に基金から取り崩して5年間で見ると、2,500万円程度の取り崩しだった場合という試算なんですけれども、残念ながら、これは、国保税の算定に時間を要してしましまして、そちらのほうは12回ほど試算をいたしまして調整はしたんですけれども、大まかな数字ではわかるんですけれども、2,500万円程度となりますと、パーセンテージで約2%ぐらいになるというのは、何回かのシミュレーションでつかんでおります。ちょっと、その場合の金額というのはつかんでいないということをご理解いただきたいと。

それから、3点目の国保税の基金の取り崩しということなんですけれども、まさに基金に積み立てた金額というのは被保険者から預かった税金で、余剰的な金額を積み立てておいた金額ということで、あくまでその被保険者のために使うべき金額であるというのは間違いありません。当初、1億2,000万円でしたので、5年程度の金額でやるという試算はあったんですが、残念ながら一時的な所得によって所得が伸びた形で県の納付金が大きくなったということです。

一般会計からの繰り入れということなんですけれども、一応、県の指針というか考え方の中に、一般会計から繰り入れる場合には、いわゆる赤字経営という形になるわけです。これは、いわゆるマイナスの趣旨なものですから、経営の報告だったり、そういうものが生じてきたりしますけれども、基本的に繰越金、それから基金の残がある場合には、まずそれを赤字分に充てて財政のほうを組み立てなさいという指示があります。

預かった金額を一部の高い所得の人だけの分をみんなで負担するのが公平かということなんですけれども、実際には、私ちょっと調べてみましたが、所得のあった方は限度額いっぱいやはり課税額はされています。ただ、先ほど議員さんがおっしゃったように、限度額というのがありますので、それを超えた部分というのは、確かにその人のほかの人が負担する形にならざるを得ない。ただ、ことし、正直、具体的な数字なんですけれども、シミュレーションの結果、1人当たりの譲渡所得というのは、限度額で逆算すると、ほぼ限度額におさまる金額になります。つまり、その一時的なものではありますが、限度額いっぱい所得の応分のものを負担されているというふうに考えてはいます。例えば1億円とか5,000万円とかという形になると、1,000万円分がこの限度額だとすれば、9,000万円分どうするんだということになるんですけれども、確かにその場合には、非常にちょっと公平といえますか、それを欠くことにはなるかなとは思いますが、ただ、保険制度のあり方とい

いますか、もともと保険制度というのは、医者にかからない方もいらっしゃるにしまして、相互扶助の中で運営するという保険制度なので、その辺はご理解いただきたいなど。

今回の金額につきましては、ほぼ限度額ということで、それ相応の負担をお願いしたというふうを考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まずは反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本案について賛成の討論を行います。

議案33号の国保特別会計補正予算と不可分な本案について、賛成討論を行います。

本案は、国保税の最高限度額を58万円から61万円に改めて、所得の多い人に協力をお願いしつつ、国保基金から4,720万円を投入して、本年度の国保税率を決定したものであります。

結果として、所得割が上がり、均等割、平等割が下がることになりました。所得のあった方は国保税が上がる方もいるが、所得がない方は下がるという内容であります。金額的に見ても、医療、後期、介護の合算額で1世帯平均が13万2,379円と前年度と比べて1,617円の減税、1人当たりでは8万4,662円と826円の増税と、ほぼ前年並みに抑えられました。

したがって、本案には賛成するものであります。質疑で行ったように、減税に使える基金の2年分を今年度使ってしまう。今後は、減税のための一般会計からの繰り入れを真剣に検討するよう求めて、賛成討論といたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第29号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この条例改正に出てくる災害援護資金、これの貸し付けの状況というのはどういう状況にあるのか、浅川町の場合、これを1点目として伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、改正前は据え置き期間は無利子というふうになっておりました。この据え置き期間というのはどういうものなのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） この災害弔慰金の内容なんですけれども、この災害というのは暴風雨それから豪雨、地震等も含まれると思いますけれども、異常な気象によって、そういった被害をこうむった場合というふうになっております。

浅川町の状況を調べてみたんですが、ここでその災害を受けて貸し付けた実績はありません。これとともに、町と国が負担するような形で資金のほうを貸し付けするということですけれども。

2点目につきましての据え置き期間といいますのは、償還決定しまして、通常その償還の期間の3年間、これ据え置き期間は3年間なんですけれども、ここで措置期間という形で表現しておりますが、この期間については、利息分を負担するのは大変だろうということで、原資だけ償還してございます。それが、この改正によって、要するに、保証人を立てれば無利子にしようということで、改正になったというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第29号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第30号 浅川町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今回の改正によって、介護保険料の負担が軽減になる方というのは何人いらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 実際に軽減を受ける対象ということなんですけれども、実は所得税が確定して、これから実際に所得のほうを把握して計算するような形になっていまして、実際のこの3段階ごとのそれぞれの該当者というのは今のところいません。ただ、第1段階、ちょっと実績なんですけれども、第1段階に関しましては、昨年度で200人超、二百二、三十人の該当者がいましたので、ちょっと第1段階だけの実績になってしまいますけれども、それぞれの、あと、第2段階、第3段階の該当者がいるというふうにご理解いただきたいと思いますが。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 正確には、所得が決定して、それで確定するということなんでしょうけれども、今までの推移から見ると大体このぐらいだという数字はわかりますか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ちょっと引用は違うんですけれども、国保税でシミュレーションしたデータがありまして、そのデータを見ますと、町全体のいわゆるこのバランスといいますか、住民税のいわゆる所得の推移、バランスというのがあるんですけれども、一応、所得がない方が21%、それから100万円以下というのが約半分を占めます。実際に、所得の階層で一番多いのがこの2、3、4の非課税でなくて実際に対象になる金額をもって低い方という形なんですけれども、人数的には、恐らく300人くらいの該当者はいるんじゃないかと考えています。1を除いた人数です。そういった形でご理解いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本案は、第2段階、第3段階の低所得者の介護保険料を2年間だけですが軽減するものであります。年金から天引きされてしまう介護保険料の負担は大変重く、多くのお年寄りから、何とかならないかという声をお聞きしています。

したがって、不十分なながらも、負担軽減を行うことには賛成であります。

ただ、私たちは消費税を10%に引き上げることを認めるものではありません。10%に引き上げたら、このような軽減措置など吹っ飛ばすような負担が高齢者にのしかかってきます。本条例改正の中には、消費税を10%にすればという前提はどこにもありません。

したがって、この介護保険料の軽減策は、消費税を10%にするのではなく、国が歳入歳出を国民の立場で見直して財源を生み出し、実施すべきであるという考えを表明して、本案に賛成するものであります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第30号 浅川町介護保険条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第31号 浅川町消防団消防屯所設置条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第31号 浅川町消防団消防屯所設置条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第32号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 町内の部分に関してなんですが、白線、それから停止線、横断歩道、センターライン、大変、非常に消えているところがあります。この計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ただいま7番議員が言ったとおり、私とか建設課長と常に石川の土木事務所に言っております。それで、近々3カ所ぐらいは白線の引き直しがあると思います。それで、その白線の引くところは、課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 県のほうに白線の要望、舗装の補修等のお願いを、4月、5月の時点でお願いしている箇所がありまして、白線の場所につきましては、塙・泉崎線の滝輪前通りの滝ノ台ニュータウンに入るところも含めて、その先の踏切のあたりまでかなと思うんですけども、もう1カ所につきましては、県道社田・浅川線の滑川橋ですけれども、一色境の橋のところから集会所の付近までを白線を近々やるというような予定を伺っております。

それから、町道分につきましては、町の予算の範囲内で場所を決めてやりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 町道に関しても、大変、何年かやっていないみたいで、ほとんどセンターラインというか、あの側線の白線なんかはない町道がほとんどのように見受けられます。まず、交通安全の面からも、やはり最近老人の事故が各地で発生している。センターラインがあればやはり乗る方も走りいいのではないかと。ぜひ、これ早急にやるべきと思うんですが、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 今年度につきましては、維持管理費の中で白線の予算を計上してございます。その範囲において早急に対応できるものを対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず、7ページの2款1項4目13節委託料、公共施設可燃ごみ収集運搬業務委託料というのに200万円、これはどういう内容か説明していただきたいと思います。

それから、19節の集会所整備事業補助金ということで1,565万8,000円ありますが、滝輪集会所ということでありますが、滝輪集会所の総事業費は幾らで地元負担は幾らか、これについて説明いただきたいと思います。

それから、同じくその下の19節負担金、補助及び交付金の移住支援金給付事業補助金60万円とありますが、この内容についてお聞きしたいと思います。

7ページ、臨時職員118万9,000円がありますが、これはどこの臨時職員なのか。臨時職員の4月1日現在ですか、全体で臨時職員の方は何名いらっしゃるのか。それから、嘱託職員は何名いらっしゃるのか。これについて伺います。

それから、9ページ、介護保険繰出金、8目28節繰出金126万6,000円、これについての、これは認定事務費相当分ということですが、内容の説明をお願いいたします。

そして、その下の10目13節、19節の委託料、それから負担金、補助及び交付金705万円と770万円、これは商工会に関係するものだと思うんですが、これについてのご説明いただきたい。

それから、10ページ、6目15節の工事請負費680万円、子育て世代支援センター利用者支援事業ということですが、これの内容についてお話しください。

それから、12ページ、7款1項1目15節の工事請負費130万円ということで、これは駅前広場の補修なんですか、工事だということですが、工事内容についてお聞きしたいと思います。

それから、14ページ、2目7節の賃金135万4,000円、小中学校の指導主事賃金ということですが、この内容についてお伺いしたいと思います。

それから、同じページで4項1目2節、給食センターの一般職給306万8,000円、これについてお聞きします。以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、7ページの2款1項4目委託料200万円ですが、公共施設可燃ごみ収集運搬業務ということで200万円を計上させていただきました。これについては、ご承知のとおり石川地方生活環境施設組合におけるごみ処理施設、し尿処理施設を2年から3年かけて工事を実施するというにおきまして、施設組合のほうにおきましては、一般の立ち入りを禁止するというので、本年4月から一般の方の入場は取り扱っていないという状況でございます。そういった関係上、搬入できる業者については施設組合のほうの許可業者ということで特定をしているということでございます。その関係上、従来ですと公共施設におけるごみについては嘱託職員に搬入をお願いしたと、町職員ですね、これが、出入りができませんので、許可業者の方をお願いしたいということで、年間200万円程度の、収集、運搬、処分も含めての費用を計上したものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金ですが、集会所整備事業補助金1,565万8,000円になります。これにつきましては、町においてはあくまでも補助を交付するというのでございまして、あくまでも事業主体については滝輪行政区ということになります。町が建築工事業委託業務、造成工事等々の契約にはなっておりません。行

政区さんで直接契約をしまして、その契約内容によって補助金を出すという合計額が1,565万8,000円というふうに計上しました。これは、助成金と町からの補助と合計したものでございます。ちなみに、コミュニティー助成事業においては対象事業費の60%が助成金になります。町補助に関しては、例えば造成工事であれば70%を補助しますというふうになっておりますので、その総事業費は幾らかということで、それらについては、行政区さんのほうでそれぞれに契約している関係上、まだ正確に出てきておりませんので、総事業費が幾らかということは町のほうからお答えする状況にはちょっと今のところないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

もう一点の地方創生事業費の移住支援金給付事業補助金、これについては、今年度から国のほうより補助金として交付されるものでございまして、東京23区に5年以上居住した方が県内の登録事業所、これらに就職した場合については1件当たり60万円の補助を出しますという、今年度からの新たな取り組みの交付制度でありまして、国が2分の1、県が4分の1、残りが町負担というふうなことで、そのようなことで、国のほうから事業の説明があったものでございまして、これらについての詳細がまだ明確にきていない関係上、取り扱いについては説明できる状態にはございません。例えば、大学生として住民票を東京23区に移転をして、4年経過したもの、そういった、それで1年就職して、そういった方も5年になるのかということで、そういった詳細が示されていない関係上、まだ決まっていないという状況なものですから、とりあえず予算措置として1件当たり60万円の、そういった事例に対しては交付しますというものを計上させてもらった状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 7ページ、2款2項1目7節の賃金ですが、税務課におります臨時職員の分となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今年度における嘱託職員については36名となっております。臨時職員については34名ということでございます。これは総数ですが、臨時職員は34名、嘱託職員は36名でございます。

〔「36名でいいんですか、嘱託職員」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、もう一回お願いします。

○総務課長（江田豊寿君） 嘱託職員については36名です。臨時職員は34名となっております。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、9ページの介護保険の繰出金ということで、これ、後の介護保険のほうでの絡みになりますが、介護保険には認定調査というのが必要になっていまして、現在、1名で認定調査を行っているんですけども、これを認定資格を持った方をお願いするというので、介護保険の一般会計のほうの賃金で計上しております。それに伴いまして、町のほうの繰出金ということで、一旦町のほうから繰り入れて会計を成り立たせるわけですけども、実際に、介護保険にも国保と同じような努力者支援義務という、努力者支援制度みたいなものがありまして、これは介護保険適正化事業ということで、このために、この認定の内容とか、あと、ケアプランの作成の内容とか、そういったものが点数化されまして、そこで、こういった点

検も行っていただいて、点数化によって交付税とかの算入が上げられるということで、今回計上しました。

それから、3款1項10目プレミアム付商品券事業費なんですけれども、これの13節と19節の委託料と負担金の、ちょっと金額は違いますけれども、入れかえになります。これは、実施に向けて商工会のほうと協議した結果、委託料という形でうちのほうで委託を出しますと商工会の事業費総額に含まれて、小さな商工会でするので、消費税の課税業者になってしまうという現象があるということでした。それで、補助金の場合には事業費に含まれないということで、課税業者になることはないんですけれども、そういった関係がありまして、補助金としてプレミアム商品券の発行事業の各経費を補助して行いたいということで、組み替えを行いました。

それから、10ページの3款2項6目の子育て世代包括支援センター利用者事業費ということで、この工事費ということなんですけれども、これにつきましては、今年度末に一応立ち上げるということで全県下実施に向けて、今、取り組んでいるところです。本年度中に立ち上げると、いわゆる補助がということで、けさの報道にもありましたように、いろんな幼児虐待問題、それから障害の問題とかいろんな問題がありまして、子育ての包括センターというのは、それを、生まれたときからずっと1人の担当が寄り添っていくような形で、子供たちのそういった虐待や障害について、いろんな悩みを抱える親御さんのそういった問題解決のために接するというような目的でございまして、このために設置拠点が必要になりまして、一応保健センターに設置をするということで、今、進んでおります。まず必要なのが、一般質問でもありましたが、トイレとかいわゆる洋式化とか、子供用の便器とか、それから、小さなお子さんと一緒に親御さんが来るので、多目的トイレですか、そのための改修、それからバリアフリー、それから個別のちょっとした相談室の間仕切りを含めた改装というようなことで、一緒に委託料も計上してございまして、概算であります。今のところ計画する中で、今後、設計委託を含めて、内容的には精査するんですけれども、そういった形の計上となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 12ページの商工振興費の工事請負費130万円の内容でございますが、昨年、浅川駅の北側のほうの砂利だったところを舗装にいたしました。そこが、一つの大きな目的としては、小学校のほうで送迎バスの待機場場になっております。新しく小学校のほうでプールの西側のほうに新しい通路ができました。そちらのほうにちょっと駐車場と通路の段差が、1メートルほどの段差があるものですから、そこを階段状、手すりをつけた通路にしようとするものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、指導主事につきましてお答えいたします。ここ数年なかなか見つからない状況でありましたが、ようやく適任者が見つかりまして、本人の承諾も得られております。職務内容につきましては、小中学校、こども園の教育計画の作成に関する指導、それから、先生方の授業についての指導、その他、学校教育に関する専門的事項についての指導、さらには、学校で何らかの課題が生じた際に、学校に出向いて指導するといった職務となります。任期につきましては、今年度は7月1日から3月31日までの9カ月となります。毎週月曜、水曜、金曜、週3回の勤務となります。賃金につきましては、1日1万400円となっております。通勤手当も支給されます。そのようなことで、予算承認がいただければ、7月1日からの勤務とな

りますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

同じく14ページの学校給食センター費の件費、給料等の質問ですが、4月の人事異動によりまして、3月までは従来センターの所長は嘱託職員だったんですが、4月よりは課長補佐の正規職員が配置されました。よって、今回6月の補正にて計上いたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中君、いいですか。

○8番（田中重忠君） 終わりましたか、全部。

○議長（円谷忠吉君） 終わりました。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それぞれご説明いただきました。

それで、まず7ページの13節委託料、可燃ごみですか、これ、町の公共施設からのごみの処分のあれなんです。これ、何カ所なのか。端的に、何カ所だけ言ってもらえればいいです。

そして、それから19節の負担金、補助及び交付金ですか、これ、滝輪集会所で、これは町が主体でないから総額の事業費がわからないということでありましたが、私がお聞きしたいのは、総事業費のおおよそ幾らぐらいということでお聞きしたいので、それについては、まさか、町も補助金とかこういうことで予算を立てているわけですから、幾らぐらいということを目安をつけて補助金立てているんだと思うんです。それについてお答えをください。

とりあえず、それだけお答えください。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず初めに、ごみの収集場所ですが、役場を初め公共施設で町内10カ所を予定しております。

滝輪集会所における総事業費ですが、今現在のところ、大変申しわけございません、総事業費については集計しておりません。ただ、4月24日早々に地元行政区さんといろいろ協議をさせていただきまして、今現在、委託業務とか進めるべきものを進めて実施しております。ちょっと、今、詳細の資料、対象事業費、これについては資料ございませんので、大変申しわけございません。総事業費が幾らかちょっと今お答えできませんので、ご了承いただきたいと思ひます。すみません。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの滝輪なんですが、特に隠す必要ないんじゃないですか、数字を。大体幾らぐらいなんだという形で聞いているわけですから。結局、国から60%、あと町から造成については70%負担だとかいうことを答えているわけですね。ですから、総事業費わかつてははずなんですね。ただ、入札とかいろんな関係があるからはっきり言えないということなんですか。だったら、だから、おおよその金額でいいからというのに、なぜそれも隠すのか。それとも、手元に資料がないというけれども、少なくともこういう予算書

を執行側は出すわけですから、その自分たちが出している予算の裏づけを、やっぱり皆さん、きちんと押さえていてもらわないと困ると思いますよ。わからないですか。大体1,500万円という、そんな程度でいいですよ。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） コミュニティー助成事業に関係する総事業費は1,557万円程度を見えています。それ以外に、行政区に町補助で対応しているもの、これにつきましては、設計とか造成費がございますので、それが1,000万円まではいかないかと思いますが、概略ですが、1,000万円程度の事業に対して町の集会所等の建設費の補助金として7割程度等々、あと設計委託については100%補助するという内容の合計として、今回計上した分が補助金となっております。すみません。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点だけ伺います。

1点目ですけれども、プレミアム付商品券事業、浅川町の概要、対象人数、あと、今後の日程等について、概要を教えていただきたいと思います。

2点目が、子育て世代包括支援センター、こういう利用者の支援事業というのが新たに始まるわけなんですけれども、この人的な補充というのはどういうふうにされるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） プレミアム付商品券事業についての概要ということで、現時点でわかっているところをご説明したいと思います。まず、プレミアム付商品券の購入対象者ということで、非課税世帯が1,100人、800世帯を予定しています。それから子育て世帯、3歳未満の保護者ということで100名、80世帯、一応考えています。それから、日程的なスケジュールですが、これからその該当者をまず抽出します。7月の下旬にその方宛てに申請書のほうを町から送付する形であります。その申請に基づいて、申請書の提出を町で受けます。内容を審査して、商品券の購入引きかえ券というものをうちのほうで発行いたします。購入引きかえ券につきましては、使用開始が10月1日からということで、半年間、3月までということで見込んでおりますので、9月の下旬から中旬にかけて本人にその購入引きかえ券を送付するような形で、今のところ作業を進めております。

プレミアム付商品券につきましては以上です。

それから、子育て世代包括支援センターということで、人的な対応はどうするのかということのご質問ですが、確かに、このセンターを開設するには専門職を必要とするという状況がございます。これ、資格者ということなので、多分、先般ごらんになったと思いますけれども、保健師の1名募集ということを含めまして、この方専門に当たっていくということです。ずっと、生まれたときからもう学校卒業するまでずっとその方がそういう対応をするという専門職になりますので、新採用を含めて、今後、一応人的な配置は、開設は3月中に開設をして、これは補助の関係になりますけれども、4月1日から人的な対応をしたいということで、10月あるいは3月の人事異動を含めて、現在検討中であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 質疑等はないんですけども、実は、福島民報に出ておりまして、私、こういう事業もあるんだと思うので、こういう事業は浅川町では行われているのかなということでお伺いしたいです。

それは、小学校でのフッ化物洗口事業、口を洗う事業、これは県の補助金もあるそうなんですが、いわゆる虫歯を発生させないというような、そういう点で、フッ素を含めた水で口を洗って、それをしばらくすると、ゆすぐだけでもできるようなことで歯の表面にフッ素を塗っているとか張りつける、そういう事業なんだそうであります。現在は42市町村が行われているということですが、浅川町ではどういうふうになっているのでしょうか。とりわけ、フッ素というものは指定されたいろいろリスクなんかもあると、その取り扱いについてもいろいろリスクがあることも聞いておりますが、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

浅川町としては行っておりません。その理由ですが、フッ素による人体への影響、それから学校側の負担増ということで、行ってないというふうに理解をしております。もし、フッ素を塗布するのであれば、個人的に家庭で歯医者さんに連れて行って塗布をすることもできますので、学校では行ってないというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。

ただ、42市町村というか、もう大分多くなっているのではないのかなと、いろいろリスクはあると思いますけれども、それ以上に虫歯を防ぐ効果があるというふうなことが言われています。北欧なんかでは、歯ブラシ、歯磨き粉にフッ素が非常に高く配合されております。それを磨いて、磨いた後に、その磨いた唾液というんですか、それを吐き出さないで口を洗わないで、そしてそのままフッ素をというか、そういうふうなことで、ここ30年来で本当に虫歯が、見つけるのが本当に難しいぐらい虫歯がなくなってきたというのもありましたので、どうぞ、いろいろリスクがあつて、やるというには手間もかかるというようなことがあるでしょうけれども、検討していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですね。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第32号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第33号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を
議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第33号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によっ
て採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第34号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題

とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第34号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第35号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第35号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第36号 浅川町防災行政無線設備戸別受信機整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 本契約の入札に当たっては、随契でやられたというふうなことと思います。というのは、入札者が1人しかいませんので、これで、この落札額が高いのか安いのかというのは、ちょっと私どもにも見当が付きません。それで、この予定価格を立てるときに、何によって適正な価格かということで決定されたのか、その辺のところをご説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 予定価格の算定につきましては、関係する業者から見積もりを徴取いたしまして、それに対する直接単価と、あと施工費及び諸経費等々をもとに算定をして予定価格を算定いたしました。基本的には、見積もり価格をもって算定をして、見積書の提出を求めたということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） その見積もりを提出していただいたのは1社だけだったんですか。比較検討するために他の業者に見積もりを求めたということはないのでしょうか。

それから、あともう一点、これはほとんど契約決まるとは思いますけれども、子機を取りつけるという内容の契約であります。そうすると、これの取りつけは、前回のときには地元の業者さんが下請として参画したということもあったかに思われます。今回は、これらの子機の取りつけについては、どのような対応をされるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず見積もりですが、もう既製品として同社の以前のアナログ式の機器が設置されておりますので、関連する機器類との整合性、これがある関係上、他社の製品とは互換性がないということで、同社からの見積もりを徴取した状況になっています。見積書は結果的に1社ということでございます。

また、以前の発注形態ですが、あくまでも今回の契約については提案した内容の業者と請負契約を締結するというので、元請業者が今度は実際実施するに当たっては、地元業者を以前も使っていたということですので、これについては、仮契約の時点ではございますけれども、本契約の締結が受けた後に、そういった地元関係の事業所も活用願いたいということで、町長より、そういった地元業者の活性化ということもお願い申し上げている、参考までに、そういったお話し合いをさせていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） あと1点お願いしておきたいことがあるんです。

この手の器具ですと、この会社から仕入れをして別の業者が取りつける、そういったこともあるんですね。ですから、今後こういった類いの発注や何か、見積もりとかそういったものがあると思いますが、そういう場合には、その辺もしっかりと調査して、できるだけ1社ではなくて比較できる会社をやはり見つけて、そして、

価格設定をしていただきたいというふうに思います。それはお願いということで、答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思うんですけども、1点目は、今、質問にあった予定価格の設定なんですけど、ということは、互換性がないのでこの会社に頼むしかない。この会社に見積もりを出してもらって、そして、それを基準に予定価格を設定して、そして、見積もりをとったと、こういうことになるんですか。ただ、一般的に金額は同じになると思うんですが、要するに、入札にかわる今回のこの見積もりの場合は、業者は何%か値引きをして出してきたので、その金額で契約をすることになると、こういうことになるわけですか。何か、同じ会社から見積もりとって、その見積もりがということでは、本当にこの値段が適正なのかどうかというのがよく判断しかねるんですけども、そういうことなんでしょうか。

それから、2点目、この本契約が成立すると、いついごろから工事が始まって、いついごろまでに終わるといふ予定なのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず1点目ですが、同じ言葉が羅列した関係上、理解しにくい部分もあろうかと思いますが、機器の見積もりについては、今、田中議員さんからもお話あったように、その製造メーカーからの見積もりと、あと流通業者を踏まえての見積もりというふうになれば、当然、一般的には商社になりますと経費もかさみますので、あくまでも見積もりはその直接取り扱っている業者からの見積もりということをしていただきました。そういった見積もりによって、基礎資料と数で算出をしまして、あと、実際の取り付け費、撤去費も含まれますけれども、そういった取り付け費、撤去費の額が、県の基準に明確にこれございませんので、類似した工事発注形態の歩掛ですか、そういったものを参考に、そういった費用を計上しまして、取り付け費が幾ら、取り付けに対する撤去費はそれの約50%程度か、一般的にはそういう積算がありますので、そういったもので取り付け、撤去費を算定をします。材料費と取り付け費が出ましたので、それに対する、今度、安全費、現場管理費、そういったものについても、通常の土木工事、電気工事であれば率が定めてありますけれども、こういった通信機器ですと、正直言いまして定められた明確なものがございませんので、類似したのもので算定をするということで、結果的に町として発注する場合の費用を算定して予定価格を設定したということで、その算定した積算資料をもとに、金額等は伏せますけれども、それで直接特定しますので、この内容でもって見積もりが幾らかということ提出をいただいたということで、業者が提出したものをそのまま見積もり価格というふうなものではないと。あくまでも、町は町としての独自の積算体系をもとに予定価格を算出して見積もりの提出をいただいているという内容ですので、そのようなことをご理解をいただきたいと思います。

また、工期につきましては、今現在のところ仮契約ですので、本議会で議決をいただければ速やかに本契約に移行するというので、仮契約を締結しております。工期については、来年の2月末を予定しております。提案理由でも説明しましたように2,000戸ということで、これ、確かに増減すると思います。実際の数量に合わせて変更計画が伴いますので、町としての意向とすれば、本契約締結後1カ月前後は、施工計画書とか発注準備があらうかと思っておりますので、実際現場に入るのは、なおかつ元請さんの予定、あと、下請さんとの調整、

そういったものもありますので、正直言いまして、盆前にいろいろな手だてができればいいのかなと思っていますが、場合によっては盆以降に各家庭のほうにお邪魔して取りつけというふうに思っています。ただ、変更が伴うことも想定できますので、その見通しは11月ごろまでには見通しを立てて、工事は一定の数量を出していただきたい。そうでないと増減の補正があった場合に12月議会で補正をお願いするというふうになると思いますので、そういった工程的な議会の変更の同意案件、その辺を見越しまして、その辺は具体的な工事請負業者さんと調整をしまして、実情に合ったような工事体系で、最終的には来年の2月末までには全てを完了させていただきたいということで予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 予定価格の設定についてはわかりました。

2点目なんですけれども、工事の内容というのは具体的には、今、貸与してある戸別受信機を回収して新たな戸別受信機を基本的には従来のとこに設置をすると、こういうふうな考えでよろしいでしょうか。

それともう一つ、この際お聞きしたいんですけれども、戸別受信機の中に屋外アンテナつきのが100個分ですか、100台予定されておりますけれども、これはどの地域を想定しているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 実際の工事につきましては、今、お話がありましたように、従来の戸別受信機を取り外して新たなものをつけるということになっています。同じところに同じように設置していることであればよろしいんでしょうけれども、いろいろ場所を変更したりとか、いろんな諸条件が結構あるかと思しますので、その辺は各家庭に入らざるを得ませんので、その辺は意向を確認した中で、設置場所なんかも含めて、臨機応変というか柔軟に対応したいというふうに、本人の意向を踏まえて対応したいというふうに考えております。撤去費についても、それは業者さん側のほうが撤去をしまして、これは産廃処分ということで積算基準も適正に処理するというふうになっております。本人の負担はないような形で対応したいと思います。

アンテナにつきましては、技術的なものでございまして、その受信状態、その辺を加味した上で、あくまでも100基というのは暫定で上げた関係上、どの地域がどういう条件の場合とか、そこまではわかりませんので、その受信状況を踏まえてアンテナを設置するという予定でおります。これについても、そういった概数で計上した関係上、増減するものということで、それらのことの内容でございまして、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第36号 浅川町防災行政無線設備戸別受信機整備工事請負契約についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、固定資産評価審査委員会の委員江田政之氏が令和元年6月24日をもって任期満了となり、引き続き固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字根岸字明神畑17番地の1、氏名、江田政之、生年月日、昭和32年9月6日。

同氏は、平成28年6月25日より固定資産評価審査委員会の委員となり、現在に至っております。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、人権擁護委員金成烈氏が令和元年9月30日をもって任期満了となるため、人権擁護委員の候補者として次の者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

住所、浅川町大字里白石字寺ノ前71番地、氏名、緑川伸、生年月日、昭和26年11月16日。

同氏は、株式会社フレックスに45年7カ月勤務されました。その間、報道カメラマン及び海外取材を多数経験され、人事、経理部長の経歴もお持ちです。また、里白石行政区長在任時に里白石小学校閉校記念式典の実行委員長も務められました。同氏は、広く社会の実情に精通しており、人権擁護においても理解のある方であります。よろしくご審議いただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、発議第3号 消費税を10%に引き上げることの中止を求める意見書提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず最初に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 討論いたします。

ご存じのように、消費税は本当に低所得者の負担が重くなる逆進性のある税金であります。所得が低い人ほどその課税が重くのしかかるという税金でありまして、ましてや国も、景気が、今、下方に向かったという、こういう状況の中、この消費税を上げることによって景気が悪影響をするということの懸念が、国民の中でも多くの方が心配しております。消費税反対に対する世論調査が民報新聞に出ましたけれども、全体のやはり60%の方々が消費税に反対という、そういう世論調査が出たわけでありまして、この際、やっぱりきっぱりと10%引き上げを中止すると、こういうことが大事だろうというふうに思いまして、賛成いたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第17、発議第3号 消費税を10%に引き上げることの中止を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第18、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時28分